

へいせい ねん がつ にち
平成29年12月26日から

わ か やま けん しゅ わ げん ご じょう れい

和歌山県手話言語条例が スタートしました!

わ か やま けん しゅ わ げん ご じょう れい
和歌山県では、ろう者の言語である「手話」
の普及のため「和歌山県手話言語条例」を制定
しました。

だれ しゅ わ した しゅ き ひと
誰もが「手話」に親しみ、ろう者と聞こえる人
がお互いを理解し合う共生社会の実現をめざ
します。



わ か やまけんしゅ わ げん ご じょう れい へいせい ねん がつ ぎいんていあん せいいてい
「和歌山県手話言語条例」は平成29年12月、議員提案により制定されました。

ろう者とは…

がいけん わ ちょうかくしょうがい
外見からは分かりづらい聴覚障害の
ある人で、手話を言語として生活して
いる人のことをいいます。

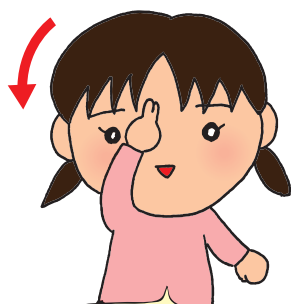
手話とは…

にほんご たいけい こと て ゆび からだ
日本語とは体系の異なる、手指や体
の動き、表情を使う視覚的な言語で
す。ろう者の生活の中から生まれ、受け
継がれてきました。

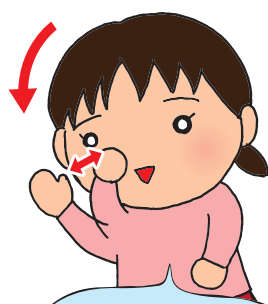


簡単な手話を覚えてみよう!

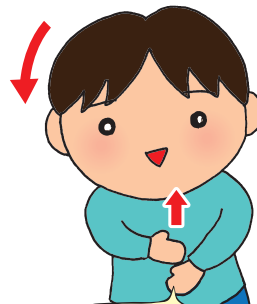
ひょうじょう たいせつ
※表情なども大切なポイントです。



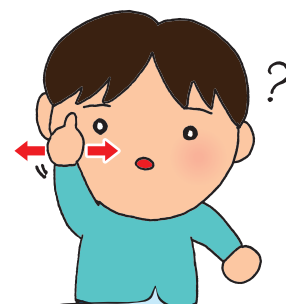
こんにちは



よろしく
ねが
お願ひします



ありがとう



どうしましたか?

手話言語条例の概要

【基本理念】

- ・手話は言語であり、独自の言語体系を持つ文化的所産であることを理解

【県の責務】

- ・ろう者の社会的障壁の除去への合理的配慮
- ・手話の普及、県民の理解の促進
- ・手話の習得の機会及び学習の機会の確保
- ・事業者の取組に対する支援
- ・手話を用いた情報発信
- ・手話通訳者の確保、養成

【事業者の役割】

- ・ろう者を雇用するときやろう者にサービスを提供するとき、手話の使用に配慮

【県民の役割】

- ・手話に関する理解を深め、手話の普及に関する県の施策に協力

● 「聞こえない」とどんなことに困るの？

日常生活におけるコミュニケーションに不便があります。
 例えば、事故で電車が止まって乗り換えが必要な時、状況が分からないことがあります。
 落とし物をした時に誰かが声をかけてくれても、気付かないことがあります。
 また、災害時や緊急時に音声情報が伝わらないので、どう行動してよいか分からないことも
 あります。
 その他、懇親会などで、みんなの談笑に加わることができずに孤立することもあります。

● サポートする時は、どんなことに気をつけるといいの？

後ろからではなく、相手の正面から相手の顔を見て、はっきりと口を開けて、ゆっくりと
 話しかけることが大切です(話すときはマスクを外す)。手話ができなくても、ジェスチャー、
 空書(指で空中や手の平に単語を書くこと)や筆談でも情報を知らせることができます。

お問い合わせ先

和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局 障害福祉課



ヘルプマーク

T E L 073-441-2530

F A X 073-432-5567

E-MAIL e0404001@pref.wakayama.lg.jp

障害を知り、共に生きる ～まず知ることから始めましょう～

気づいてください、ヘルプのサイン。～助け合いのしるし、ヘルプマーク～

— 和歌山県は「あいサポート運動」に取り組んでいます —



あいサポート運動



地球環境保護のために、再生紙とベジタブルインクを使用しています。